



Fête des lumières à Osaka

大阪光饗宴の**2018

Festival of the lights in OSAKA

OSAKA 光のルネサンス 2018
「光のマルシェ」運営事業者

募集要項

大阪・光の饗宴実行委員会

目次

1. 「光のマルシェ」運営事業の概要	P3～P5
1-1 趣旨	
1-2 基本方針	
1-3 募集の概要	
1-4 公募区域	
1-5 事業スケジュール(予定)	
2. 事業実施にかかる条件	P5～P11
2-1 基本事項	
2-2 会場設置物等	
2-3 設置撤去及び搬入出	
2-4 営業期間	
2-5 開催期間中の会場運営	
2-6 店舗	
2-7 衛生管理・原状復旧	
2-8 安全対策	
2-9 その他、特許権・著作権等	
2-10 禁止事項	
2-11 契約料等	
2-12 協賛活動について	
3. 応募者の要件	P11
4. 応募の手続き	P11～P15
4-1 募集等のスケジュール	
4-2 募集要項の配布方法	
4-3 説明会の開催	
4-4 応募に関する質問	
4-5 応募種類の受付及び内容等	
5. 運営事業者の選定方法	P15～P17
5-1 審査方法	
5-2 審査の項目	
5-3 ヒアリングの実施	
5-4 結果の通知及び公表	
5-5 失格事由	
5-6 応募者が1者又は無い場合の取り扱い	
6. 契約等に関する事項	P17
6-1 契約の締結等	
6-2 その他	
7. 提出先、問合せ先	P17

OSAKA 光のルネサンス 2018「光のマルシェ」運営事業者 募集要項

1. 「光のマルシェ」運営事業の概要

1-1 趣旨

大阪・光の饗宴実行委員会(以下、実行委員会という。)は、大阪の都市魅力の向上や国内外からの観光誘客促進に向けて「大阪・光の饗宴」事業を実施している。そのコアプログラムの一つである「OSAKA 光のルネサンス」において、国内外から訪れる観光客や地域の方々に、「光」に加えた「食」によるおもてなしを行い、光のアートフェスティバルの各プログラムとの相乗効果を図る、『上質な空間と料理』を提供する『光のマルシェ』を展開するものである。

1-2 基本方針

本運営事業者は、以下の方針を理解のうえ、事業を展開するものとする。

(1) OSAKA 光のルネサンス事業方針

開催テーマ:水辺に広がる光のアートフェスティバル

事業概要 :大阪の冬の風物詩である「大阪・光の饗宴」のコアプログラムの一つとして、水都大阪のシンボルである中之島で繰り広げられる壮大な光の祭典。中之島の個性を活かした多彩な光のプログラムや、「食」を楽しめる飲食プログラム等を展開し、光と食でおもてなしを提供し観光誘客を図る。

(2) 「光のマルシェ」における飲食プログラムのコンセプト

- ① OSAKA 光のルネサンスの事業方針や雰囲気との統一感があり、デザインや趣向を凝らした非日常空間を来場者に提供。
- ② OSAKA 光のルネサンスならではの感じさせる個性ある商品メニューを取り揃えた店舗展開。
- ③ 中之島という立地性を踏まえ、営業時間終了後や昼間の景観も意識した展開。
- ④ 来場者への丁寧なおもてなしあふれるサービスや会場の清潔さなどにも配慮した事業運営。
- ⑤ 食と共に会場施工及び運営全般の安全安心に対する取組を展開。

(3) 「光のマルシェ」開催期間

開催日時:平成 30 年 12 月 14 日(金)～25 日(火) 12 日間 16 時～22 時(雨天決行)

開催会場:OSAKA 光のルネサンス 2018 会場内 ※「1-4 に示す公募区域」

1-3 募集の概要

「1-2 基本方針」を踏まえ、「光のマルシェ」における飲食サービス提供等の事業運営全般を担う事業者(以下、「運営事業者」という。)を募集する。

運営事業者は、実行委員会が占有する公園敷地に、飲食サービス提供等のための施設等を設置し自ら運営するものとする。

業務形態は露天営業または飲食出店営業許可におけるものとし、会場内の各エリアの特色に配慮したテントやコンテナ等の仮設構造物やキッチンカー(※)など幅広く提案できるものとする。(物販も可とするが、OSAKA 光のルネサンス会場内では、実行委員会による OSAKA 光のルネサンスオフィシャルグッズや、光のプログラムによるグッズ等を物販として実施する予定。また、実行委員会の協賛企業等による飲食ブース等を展開予定のため、留意すること。)

(※)キッチンカーの定義:臨時的に出店する自走式の店舗であって、容易に移動することができるもの。

(自ら移動できないコンテナや、トレーラー等の牽引車を要するものを除く。)

(1) 土地及び設置物の管理形態

- ①公募区域となる公園敷地は、実行委員会が大阪市から占用許可を受ける。
- ②運営事業者が設置する設置物は、以下の4つとする。なお、諸設置物は運営事業者が所有し、その管理責任を負うものとする。
 - ・仮設テントやコンテナ、仮設構造物やキッチンカーなどの販売ブース。
 - ・飲食サービス利用者及び来場者への便益施設。(テーブル、客席、ゴミ箱、エコステーション等)
 - ・販売に伴う仮設厨房及びストックヤード等の飲食サービス提供等事業用設備機器。
 - ・その他、運営事業者が自ら提案し、設置する設備及び機器等。

(2) 費用の負担

- ①施設等設置物にかかる資材等の調達、設置、維持管理、運営、撤去、原状復旧、また会場運営に係る人員、会場美化清掃費、ゴミ回収、また施設等運営に係る上下水道設備、発電機(電源車)、音響設備、照明設備、その他資機材(サイン等)等、また設置物許可に関する申請諸経費、会期終了後の会場の原状復旧にかかる一切の費用は、運営事業者の負担とする。
- ②運営事業者は「光のマルシェ」運営事業の実施にあたり、実行委員会との契約に基づく契約料を実行委員会に支払うこと。なお、その金額及び納付期日については「2-11 契約料等」のとおりとする。

1-4公募区域

所在地・公募区域	大阪市北区中之島一丁目 中之島公園 ※位置図は次頁「光のマルシェ」位置図参照
公募区域面積	公募区域 約 3,287 m ² ※公募区域図は【別紙 1】参照 リバーサイドパークエリア:約 381 m ² 水上劇場エリア:約 2,286 m ² 阪神高速高架下エリア:約 620 m ²
考慮すべき条件、法規制等	準防火区域、都市計画公園区域:都市公園法、風致地区、消防法関連、保健衛生関連、建築基準法関連

公募エリアは「中央会場 リバーサイドパークエリア」「中央会場 水上劇場エリア」「東会場 阪神高速高架下エリア」の3エリアでの展開を基本とする。また、各エリアの店舗数は限定しないが「中央会場 リバーサイドパークエリア」は3店舗を上限とする。

○リバーサイドパークエリア

中之島イルミネーションストリートの南に位置し、御堂筋からも一望できる OSAKA 光のルネサンスの導入ポイント。同エリアで光のプログラムについても展開予定。

○水上劇場エリア

中之島通りに施されたイルミネーションや、大阪市中央公会堂の壁面を利用した光の演出を展開予定。

○阪神高速高架下エリア

子ども達や家族連れをターゲットにした参加型プログラムを展開予定。

「光のマルシェ」位置図



1-5事業スケジュール(予定)

営業開始までの概ねのスケジュールは以下のとおり。

スケジュール(予定)	内容
平成 30 年 4 月 27 日(金)	運営事業者の募集開始
平成 30 年 6 月 13 日(水)	運営事業者の選定
平成 30 年 6 月中旬	契約の締結
平成 30 年 6 月 29 日(金)	OSAKA 光の饗宴ミルククーポン 2018(以下「光ミルククーポン」という。)(光ミルククーポンについては「別紙 4」を参照)への PR 情報提供
平成 30 年 8 月下旬	すべての店舗およびメニュー(光ミルククーポン用特別メニュー含む)の決定 ※ガイドブック掲載のためPR情報が必要
平成 30 年 12 月 14 日(金) ～25 日(火)	OSAKA 光のルネサンス 2018 開催 ※準備期間 12 月 9 日～12 月 12 日の間(予定)
平成 31 年 1 月末頃	開催報告書の提出

2. 事業実施にかかる条件

2-1基本事項

- ①本業務の実施にかかる事務局及び窓口を設置すること。
- ②設置物等設置可能区域は、1-4に示す公募区域「光のマルシェ」位置図の囲み部とする。ただし、設置物等設置可能区域は、技術的条件や関係機関との協議状況などにより、位置の変更など調整を要する場合がある。
- ③本業務の実施にあたっては、大阪市公園条例、準防火地域関連、風致地区関連、消防法関連、保健衛生関連、建築基準法関連など各種関係法令・条項等を遵守すること。
- ④関連する法令・条項等については運営事業者が調査すること。また、法令等に必要手続き、手続きに伴う費用は運営事業者の負担とする。
- ⑤占用許可等の事業実施に必要な関係機関との協議等は実行委員会とともに行うこと。
- ⑥運営事業者は実施内容を実行委員会及び実行委員会事務局である一般社団法人大阪・光の饗宴(以下、事

務局という。)と十分協議したうえで、出店者の管理、設置物等の搬入出、設置撤去、開催期間中の会場運営に関する詳細な実施計画書を作成し、実施計画書に則って出店者の管理、設置物等の搬入出、設置撤去、開催期間中の会場運営を行うこと。

- ⑦実施計画書の作成及び出店者の管理、設置物等の搬入出、設置撤去、開催期間中の会場運営にあたり、実行委員会、事務局、OSAKA 光のルネサンス会場全体の自主警備事業者、関係機関(警察、消防、保健所、公園管理者、道路管理者等)、OSAKA 光のルネサンスの各プログラム関係者等と十分な協議及び連絡調整を行うこと。
- ⑧出店者の管理、設置物等の搬入出、設置撤去、開催期間中の会場運営や安全対策、会場の原状復旧等の一切の対応について、運営事業者の負担と責任において行うこと。
- ⑨本業務により使用を認めた公園敷地内の施設、設備、樹木植栽等をき損、滅失した場合は運営事業者にて原状復旧を実施すること。原状復旧にかかる費用は運営事業者にて負担すること。原状復旧の判断(床汚れ含む)は公園管理者が行うこととなっており、公園管理者により是正指示があった場合はこれに従うこと。
- ⑩安全確保を最優先に事業実施運営すること。

2-2会場設置物等

- ①主たる設置物は、仮設構造物とし、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に適合するものとする。建築確認申請を要する設置物の設置を希望する場合、協議・調整や申請手続き等に必要な時間を十分に留意すること。また建築確認申請に係るすべての費用は運営事業者の負担とする。ただし、申請については実行委員会が一括して行うため、費用については実行委員会と協議のうえ、設置物等の面積の按分等により決定する。
- ②往来者や公園管理者関係車両等の通行を確保するため、約3mの通路を確保すること。また往来者や自転車の障害とならないよう対策を講じ、安全面やいたずら等への対応についても十分に検討すること。
- ③点字ブロック上には、設置物や障害物を置かないこと。ただし、これによることが困難な場合は、仮設の点字ブロック等により対応することとし、費用は運営事業者の負担とする。
- ④公募区域内の設置物は、1㎡あたりの上載荷重を1t以下とすること。
- ⑤設置物は仮設とするため、基礎工事を必要とする土地に定着する形態は不可とする。
- ⑥設置物の外観は、OSAKA 光のルネサンス会場や他のプログラムとの一体感があり、中之島公園や河川及び大阪市中央公会堂などの周辺施設の景観に対して配慮されたものとする。設置物の配色や構造物の設置については公園管理者と十分協議するものとする。公募区域は風致地区であり、風致地区関連の諸条件に十分配慮すること。
- ⑦飲食提供の運営に必要なインフラ(上下水道及び電気、ガス等)の整備については、運営事業者が自ら行うこととする。ただし、インフラは仮設仕様の形態とすること。また水道の使用については、公園既設の散水栓を使用できるが、使用量に応じて公園管理者に支払を行うこと。(使用量がわかるように子メーターを設置すること。)
- ⑧店舗、上下水道設備、発電機又は電源車、音響設備・照明設備・その他資機材(サイン等)等の設置物を設置する位置は運営事業者が提案し、技術的条件や関係機関との協議状況などを踏まえて実行委員会との協議で決定する。
- ⑨発電機又は電源車の燃料は日々補給するものとし、エリア内での燃料タンク等の放置は厳禁とする。また日々の燃料の確認を必ず行うこと。
- ⑩発電機又は電源車等は周囲から見えないよう保全対策を行うとともに、消防署等に保全および安全対策に必

要な届け出等を行うこと。

- ⑪音響設備・照明設備・イルミネーション・その他資機材(サイン等)を設置・使用する場合は、周囲のプログラムとの干渉がないよう十分に留意するとともに、来場者の動線の妨げとならないように留意すること。特に中央会場のリバーサイドパークでは、音響・照明が「中之島イルミネーションストリート」及び同エリアで実施予定の光のプログラム(17時～22時)に干渉しないようにすること。また東会場の阪神高速高架下では「大道芸」や「中之島スマイルアートプロジェクト ひかりの実」「各種ワークショップ」を実施する予定のため、プログラムや観客・参加者の妨げとならないように留意すること。
- ⑫資材置き場などのバックヤードは、往来者や来場者から見えない場所・位置に取りまとめること。
- ⑬往来者の通行を配慮し、注意喚起の案内看板(仮設)を設置すること。
- ⑭設置物の設置に伴い、公園植栽への散水等が困難になった場合、植栽への日常的な散水管理を運営事業者が実施すること。

2-3 設置撤去及び搬入出

- ①設置期間は12月9日(日)～12月12日(水)、撤去期間は12月26日(水)～12月27日(木)を予定とする。前述の期間以外で設置又は撤去を行うことを希望する場合は、事前に実行委員会と協議すること。
- ②設置撤去期間の搬入出車両計画を、実行委員会が別途契約する自主警備事業者と協議のうえ作成し、計画に沿って車両台数・進入時間を遵守した搬入出を行うこと。また搬入出車両の管理及び誘導を行うこと。
- ③公募区域は、日曜・祝日の10時から16時までは車両の乗り入れができない。なお、その間車両の乗り入れを行う場合は、所轄警察署へ通行禁止道路通行許可申請を行い、許可を得なければならない。
- ④すべての搬入出車両は決められた搬入出導線を遵守すること。
- ⑤設置撤去期間および開催期間中の会場内での車両留置は不可とする。(キッチンカーは除く。)
- ⑥キッチンカーを夜間会場内に留置きする場合は事前に実行委員会と協議を行うこと。また夜間会場内留置きを行う場合は、設置面の荷重に配慮した養生措置等を必ず行うこと。
- ⑦公園内の搬入出車両については、総重量(積載荷重共)4t未滿とする。また東会場への車両進入の際、難波橋(北側)下通路車高(2.4m未滿)を超えないように十分注意すること。
- ⑧公園内の車両の通行速度は時速10km以下とし、ハザードランプを点滅させ徐行すること。また通行車両の前後には人員を配置し常に歩行者等の安全確保に努めること。
- ⑨運営事業者は、設置撤去にあたり必要となる関係機関等への届出等を、法令、条例の定めにより実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は実行委員会の指示を受けなければならない。
- ⑩運営事業者は設置撤去にあたって、周辺で関連工事等が行われる場合は当該事業者と密に連絡調整を行い、設置撤去の円滑な進捗を図るとともに、境界部分等については相互に協力し全体として支障のないものとしなければならない。
- ⑪設置撤去は、運営事業者が行う詳細設計に基づき、関係機関等と調整を図りながら実施すること。
- ⑫設置撤去時に関係者以外の立入りを禁止する必要がある場合は、実行委員会の承諾を得て、その区域に適した柵を設けるとともに、立入禁止の標示をしなければならない。
- ⑬植栽や樹木などを傷つけることのないよう、設置撤去時は全て養生を施し細心の注意を払うこと。万一障害が発生した場合は、運営事業者の責任において処理することとし、実行委員会は一切の責任を負わない。
- ⑭設置撤去においては、工事用足場などは堅ろうかつ安全に設け、必要に応じてエリアを囲う等の安全対策を講じるなど十分に安全を確保し、道路交通法等の関係法令を遵守すること。また事前に安全対策体制等を実

行委員会へ届け出ること。

- ⑮設置撤去中は所要の人員を配し、現場内の整理、整頓および保安に努めなければならない。
- ⑯電気配線は、人の往来がある場所は架空電気配線とすること。また架空電気配線の風圧力と張力の計算を必ず行うこと。
- ⑰設置撤去及び電気配線工事は、電気工事士等、工事に必要な資格がある者を配置すること。
- ⑱歩道に高所作業車を配置する場合は歩行者の迂回路を確保すること。また、高所作業車の動作時には歩行者の安全を確認するための人員を配置すること。なお、交通規制の範囲と方法についての詳細は関係機関との協議等により定めるものとする。
- ⑲気象警報および高潮注意報発令時は設置撤去作業を行うことはできない。
- ⑳運営事業者は、必要に応じて行われる建築物完了検査、警察・消防立会い検査日等に、業務責任者等を立会いさせること。

2-4営業期間

- ①営業期間は、平成30年12月14日(金)から12月25日(火)までの12日間とする。
- ②営業時間は、毎日16時～22時とする。※前述の営業時間以外で開店時間を前倒しすることを希望する場合は、事前に実行委員会と協議し、公園管理者の許可を得なければならない。
- ③営業期間・時間内の一切の休業は不可とする。

2-5開催期間中の会場運営

- ①関係法令等を遵守するとともに、会場運営に必要な関係機関等の協議は実行委員会とともに行うこと。
- ②飲食サービス等利用者及び公園利用者への便益設置物(客席等)については、来場者が自由に利用できるものとする。
- ③実行委員会、事務局、OSAKA 光のルネサンス会場全体の自主警備事業者、関係機関(警察、消防、保健所、公園管理者、道路管理者等)、OSAKA 光のルネサンスの各プログラム関係者等と日々連携を取ること。
- ④公募区域内に「光のマルシェ」運営本部を設けること。また当該運営本部内に AED 及び AED を取り扱える者を配置すること。
- ⑤「光のマルシェ」運営責任者を設定すること。
- ⑥各店舗を管理すること。
- ⑦適正に運営するために必要な体制を構築し、十分な運営要員を確保・配置すること。
- ⑧運営要員の休憩場所等は運営事業者で準備すること。
- ⑨混雑時は利用者の誘導整理を行い、歩行者動線の確保を行うこと。また混雑時のオペレーションについて事前に実行委員会と協議し実施計画書に反映すること。
- ⑩荒天時においては、設置物等を安全な場所へ移動するとともに措置をとること。
- ⑪開催期間中における「光のマルシェ」全体の各日の売上状況、来客数を報告すること。なお、イレギュラー対応等については可及的速やかに実行委員会に報告すること。
- ⑫各店舗の購入者の目につきやすい箇所に実行委員会が準備する募金箱を設置すること。また各日 21 時 30 分より回収を開始し、実行委員会へ募金金額を報告及び募金を受け渡すこと。
- ⑬各店舗の資材等の搬入出に関し、毎日の搬入出車両を把握・管理するとともに、会場内の搬入出車両の誘導を行うこと。

2-6店舗

- ①営業許可証や露店営業許可など、事業実施に必要な許可を事前に得ること。
- ②キッチンカーを配置する場合は車両寸法等を考慮し、公募区域内に設置可能なキッチンカーを配置すること。
特に東会場の車両動線にある難波橋(北側)下通路車高(2.4m 未満)について留意すること。
- ③仮設構造物・テントまたはキッチンカー等の外での調理や営業行為は原則禁止とする。これによらない場合は、必ず事前に実行委員会と協議すること。
- ④裸火、炭の使用、スモーク等煙のあがるもの及び、店舗外での火気の使用については禁止する。
- ⑤設置物の火元管理は常時運営事業者が行うこととする。
- ⑥開催期間中は利用者の見える箇所に「アレルギー原材料表示」を必ず掲出すること。万一、購入者にアレルギー症状が発生した場合は、速やかに実行委員会に報告し、購入者の健康と安全を最優先した対応を行うこと。
- ⑦未成年の飲酒防止対策を講じること。
- ⑧公序良俗に反する飲食サービス等の提供・販売を行わないこと。
- ⑨メニュー(光ミールクーポン用特別メニュー含む)や商品の内容、価格が分かるサインを掲出すること。サインは多言語表記を行うなど、インバウンド対応に努めること。
- ⑩実行委員会及び事務局が求める各店舗の情報(メニュー(光ミールクーポン用特別メニュー含む)の宣材画像や正式メニュー名称、価格等)を8月末までに提出すること。なお、実行委員会に提出したメニューの名称及び価格、内容等については提出後の変更を不可とする。
- ⑪すべての店舗において光ミールクーポン用特別メニュー(1店舗につき1特別メニュー)を用意し使用可能とすること。会場サインや店舗等では光ミールクーポンが使用可能であることを強調するように工夫すること。また店舗が考案した光ミールクーポン用の特別メニュー案が要件を満たさず、実行委員会及び事務局による特別メニュー変更等の指導が行われた際はこれに従うこと。

2-7衛生管理・原状復旧

- ①食品衛生法及び関係法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、運営事業者が責任をもって食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように注意し、十分に管理・指導すること。万一、事故等が発生した場合は、速やかに実行委員会に報告し、購入者の健康と安全を最優先した対応を行うこと。
- ②公募区域内の清掃を行い常に清潔に保つこと。また公募区域内に限らず飲食利用者が食べ残したごみ等の清掃を毎日行うこと。また養生マット等を設置すること。
- ③公募区域内にごみを回収するエコステーション(「中央会場 水上劇場エリア」に2箇所必須)を設置し、要員を配置すること。エコステーションは「可燃」「不燃」「PET・缶」「びん」「汁」に分類し、来場者にごみの分別を啓発すること。
- ④実行委員会が指定する場所にごみ集積所(「中央会場 水上劇場エリア」に1箇所必須)を設置し、エコステーションで収集したごみを廃棄すること。また、ごみ集積所のごみの処分は運営事業者が定期的に行うこと。
- ⑤事業実施にあたり施設、設備、樹木植栽等をき損もしくは滅失した場合は運営事業者の責任において原状復旧を行うこと。
- ⑥飲食物等により床面が汚れた場合は、運営事業者の責任において清掃を行うこと。会期終了後は設置物を速やかに撤去し公園敷地を原状復旧のうえ、返還すること。原状復旧の判断(床汚れ含む)は公園管理者が行うこととなっており、公園管理者により是正指示があった場合はこれに従うこと。

2-8安全対策

- ①公募区域は公園敷地内であるため、災害時等に備えて連絡体制等を構築すること。また災害時には、避難等について公園管理者の指示に従うこと。
- ②実行委員会が実施する消防訓練(平成30年12月14日(金)予定)に、運営事業者及び全ての店舗従事者が必ず参加すること。
- ③発電機または電源車の仕様について消防署と調整すること。
- ④全店舗及び発電機または電源車に消火器を設置すること。
- ⑤防火防災対策を講じること。
- ⑥雨天等による転倒防止など安全対策を講じること。(路面凍結についても注意すること)

2-9その他、特許権・著作権等

- ①設置物や販売行為等に関して生じたトラブル(事故・苦情等)については運営事業者が責任をもって対応するものとし、不慮の事故の場合は実行委員会と協議のうえ対応すること。
- ②提供する商品ならびに現金その他持込物品等については、運営事業者が管理責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・破損・事故・気象災害などによる損害について実行委員会は補償しない。
- ③「OSAKA 光のルネサンス 2018」に関する知的財産権上の全ての権利(著作権法第27条および第28条の権利を含む。)は、実行委員会に帰属するものとする。
- ④映像、掲示、運営等で特許権、著作権等に関わるものを採用しようとする場合は、実行委員会と協議を行い、指示を受けるものとする。
- ⑤運営事業者が用意する告知看板・宣伝看板・チラシその他 PR ツール等は実行委員会が指定するロゴを必ず使用すること。また実行委員会の校正・承認を得ること。また宣伝看板等は、多言語表記を行うなどインバウンド対応に努めること。

2-10禁止事項

- ①周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為。
- ②拡声器、マイクなどによる宣伝。
- ③会場内(指定場所以外)での喫煙。
- ④関係者の会場内における飲酒。
- ⑤公募区域外での販売、及び看板等の設置。

2-11契約料等

- ①契約料の下限は以下のとおりとし、実行委員会と運営事業者の協議により決定する。
3,000,000円(税込)
※仮設厨房及びストックヤード等の事業用施設にかかる公園占用料は、実行委員会が負担する。
- ②契約料の納付期日については、平成30年11月30日(金)(予定)までとする。

2-12協賛活動について

「光のマルシェ」を効果的に運営、プロモーションを行うために、運営事業者が企業及び団体からの協賛等を募る

ことは可能。ただし事前に実行委員会に許可を取る必要がある。また下記については行うことができない。

- ①公序良俗に反する行為。
- ②すでに大阪・光の饗宴事業へ協賛されている又は協賛を依頼している企業への営業行為。

3. 応募者の要件

- ①民法及び会社法(「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」含む。以下同じ。)に基づく単独の法人又は民法及び会社法に基づく複数法人で形成されるグループ(以下「グループ」という。)であること。また、単独の法人又はグループの構成員は、他のグループの構成員として重複参加しないこと。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当しない者。
- ③民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けたものが、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ④会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)にかかる新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始申立てをしなかった者又は更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤自己又は自社の役員・関係者等が、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当していないこと。
- ⑥大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ⑦大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- ⑧直近1カ年において、本店所在地の市町村税(東京都の場合は特別区税・都税)、消費税、地方消費税及び大阪市内に事業所を有する場合においては大阪市税を完納していること。
- ⑨応募者は上記に示す条件をすべて満たすこと。(グループで申し込む場合は、全ての構成員が上記に示す条件をすべて満たすこと。)

4. 応募の手続き

4-1 募集等のスケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| ①運営事業者の募集開始 | 平成30年4月27日(金) |
| ②説明会参加申し込み期限 | 平成30年5月11日(金) |
| ③説明会の開催(質問受付開始) | 平成30年5月14日(月) |
| ④質問受付終了 | 平成30年5月24日(木) |
| ⑤質問に対する回答 | 平成30年5月28日(月)※予定 |
| ⑥応募書類の提出締切 | 平成30年6月7日(木) |
| ⑦プレゼンテーション審査 | 平成30年6月13日(水) |
| ⑧結果通知 | 平成30年6月中旬頃 |

4-2 募集要項の配布方法

募集要項は、大阪市、大阪府、大阪・光の饗宴の各ホームページに掲載する。

4-3 説明会の開催

本件募集にかかる説明会を下記のとおり開催するので、応募を希望する者は必ず出席すること。

※説明会に出席しない場合、本件募集に参加することができない。ただし、グループで申請をする場合においては、代表者以外は説明会に出席しなくても本件募集に参加することができる。

なお、説明会参加希望者は、説明会参加申込書【別紙 2】に必要事項を記入し、5月11日(金)12時00分までに FAX 又は、Eメールにて本要項7に記載する「提出先、問合せ先」まで送信すること。送信後は着信の確認を電話にて担当事務局へ行うこと。

※Eメールによる場合は、件名に「【申込書】OSAKA 光のルネサンス 2018「光のマルシェ」運営事業者募集説明会について」と明記すること。

- ①開催日時 平成30年5月14日(月) 15時～
- ②開催場所 大阪市役所 地下1階第2会議室(集合場所)及び各公募エリア
- ③その他 当日は、募集要項等をダウンロードのうえ、持参すること。会場の都合により、出席者は1社につき2名(1グループ最大4名)までとする。

4-4 応募に関する質問

(1) 質問方法

質問票【別紙 3】に必要事項を記載のうえ、本要項7に記載する「提出先、問合せ先」まで提出すること。持参のほか、郵送、FAX、Eメールでの提出を可とするが、送付後は提出先へ電話確認を行うこと。

※Eメールによる場合は、件名に「【質問書】OSAKA 光のルネサンス 2018「光のマルシェ」運営事業者募集について」と明記すること。

(2) 受付期間

平成30年5月14日(月)説明会終了後から5月24日(木)17時30分まで。

締切以降の質問は一切受け付けない。

(3) 回答

受け付けた質問に対する回答は、平成30年5月28日(月)(予定)に大阪市、大阪府、大阪・光の饗宴の各ホームページに掲載する。ただし、説明会参加申込者がいない場合及び質問がない場合は掲載しない。

4-5 応募書類の受付及び内容等

(1) 受付期間

平成30年5月14日(月)説明会終了後から6月7日(木)17時30分まで

(2) 提出方法

提出期限までに本要項7に記載する「提出先、問合せ先」まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

(3) 必要書類及び提出部数

提出の際は、「①応募登録書類」と「②事業提案書類」は別ファイルとする。

①応募登録書類

名称	様式	部数	内容
(1)応募登録申込書	様式1	1部	所定様式に必要事項を記入
(2)誓約書	様式2		
(3)共同企業体協定書	様式3 (標準様式)	1部	グループで申し込む場合のみ
(4)申込添付書類 ※		1部	<p>①会社定款又は寄附行為</p> <p>②商業登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書 (提出日前3か月以内に発行)</p> <p>③会社概要書</p> <p>④貸借対照表、損益計算書等の財務諸表、又は、確定申告書(提出日前1年以内に発行)</p> <p>⑤直近1ヵ年分の本店所在地及び大阪市(大阪市内に事業所を有する場合のみ)の市町村民税及び固定資産税・都市計画税の納税証明書(申請時点で発行から3か月以内のもの:写し可) ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合はその旨を記載した理由書(様式自由)</p> <p>⑥消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))(申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可)</p>
(5)事業実績調書	様式自由	1部	本事業と同種及び類似事業の実績調書

※グループで応募する場合、すべての構成員について提出すること。

②事業提案書類

下記書類を正本1部、副本10部提出すること。

※副本には記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所(事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。

種類	内容・備考	書式
表紙		様式自由
目次		様式自由
(1)企画審査項目	以下の項目について、文章、図面、イラスト、写真等でわかりやすく説明すること。	
①企画概要		
○全体コンセプト、事業概要、アピールポイント	<p>OSAKA 光のルネサンスや「光のマルシェ」の事業趣旨に沿ったコンセプトやメニュー構成(案)等の事業概要、アピールポイント等を記載すること。</p> <p>OSAKA 光のルネサンス全体との統一感があり、集客が見込まれるにぎわい創出の工夫等について記載すること。</p> <p>国内外の来場者に配慮し、おもてなしのための取組などについて記載すること。</p>	様式自由
②デザイン項目		
○コンセプト	事業展開エリアの全体コンセプトについて記載すること。	様式自由
○設置物のデザイン性、設置計画	<p>諸元表・配置図・イメージパース(イメージ写真可)を必ず記載すること。</p> <p>諸元表 全ての設置物について、その構造、設置面積、具体的な用途、収容人数(席数)、その他必要に応じて設置計画を説明する項目を設けること。</p> <p>配置図 公募区域全体の配置(案)を記載すること。(中央・東会場) 配置する設置物については、その形態・範囲が分かるようにすること。</p> <p>イメージパース 景観イメージを示すこと(イメージ写真可)。(中央・東会場)</p> <p>※平面図を希望する場合はPDFデータにて提供可。(希望する場合は本要項7に記載の担当に申込みこと。)</p>	様式自由
③その他	その他独自の提案企画、会場床面防汚対策、及び光ミールクーポンへの対応について記載すること。	
○その他独自の提案企画	<p>集客や利用の促進、おもてなしの向上に向けた独自の提案企画について記載すること。</p> <p>会場床面を汚さないための工夫を記載すること。</p>	様式自由

	○特別メニュー一覧	光ミールクーポンに対応する特別メニュー案の詳細を記載すること。	様式自由
(2)事業運営力審査項目			
	○運営計画(運営に関する条件提示)	サービス設置物の配置、運営体制、実行委員会等との連携体制、 工程表を記載すること。 工程表施設の設計、工事、さらには運営、維持管理開始までの工程がわかるように記載すること。	様式自由
	○収支計画	事業収支計画を記載すること。	様式自由
	○契約料	希望する契約料について記載すること。	様式4

(4) 事業提案書類等の取扱い

①著作権

事業提案書類、その他応募者から提出された書類(以下、「事業提案書類等」という。)の著作権は、応募者に帰属する。ただし、実行委員会が必要と認めるときは、事業提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。ただし、契約に至らなかった応募者の事業提案書類については、運営事業者の選定に係る本事業の公表の目的以外に原則使用しない。

②提出書類の取扱い

事業提案書類等は、当該募集に関する報告等のため必要と認める場合、及び大阪府や大阪市の関係条例等の規定による情報公開手続きによる場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しない。

③提出書類の返却

提出された応募提案書類等は返却しない。

(5) 事業提案書類等の取扱い

①事業提案書類等に使用する言語は日本語とする。

②応募にかかる経費は全額応募者の負担とする。

③書類の不備があった場合には、審査の対象とならない場合がある。

(6) その他

当該募集の保留、延期又は取り止め若しくはその他募集に関する重要事項等を連絡する場合には、大阪府、大阪市、大阪・光の饗宴のホームページに掲載するので定期的に確認すること。なお、連絡事項の確認を行わなかったことにより、応募者が被った損害については、実行委員会は一切の責めを負わない。

5. 運営事業者の選定方法

5-1 審査方法

事業提案書類等及び応募者によるプレゼンテーションにより審査する。プレゼンテーション(平成30年6月13日予定)は、20分程度で実施を予定している。なお、プレゼンテーションにあたっては、事業提案書類等のみを使用すること。

審査は次の審査項目に基づき実施し、最優秀提案者を選定する。ただし、審査の結果、評価点が6割を下回った場合は、選定しないことがある。また、審査は非公開とし、審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けない。

5-2 審査の項目

事業提案を審査する際の項目は以下の通りとする。

【選定基準】

審査項目	審査のポイント	配点
企画力	・大阪・光の饗宴、OSAKA 光のルネサンスや「光のマルシェ」の趣旨等を十分に理解し、各事業のブランド向上や地域活性化に資する効果的な提案内容となっているか。	100点
	中央会場 ・事業エリアの雰囲気等について、OSAKA 光のルネサンスの会場全体と統一感を保ち、中之島公園や建築物等の周辺の景観と調和するコンセプトやデザインが期待できるか。	100点
	東会場 ・各エリアごとのテーマが設定されているか。各エリアごとの店舗構成やメニュー・商品構成等について、高い集客力や話題性が見込まれる提案となっているか。	100点
	・サイン等の多言語表記やきめ細かな接遇を行うなど、国内外からの来場者への十分なおもてなしが期待できる提案となっているか。	100点
独自企画	・光のマルシェへの来場や利用の促進、来場者へのおもてなしの向上に資する、効果的かつ独自の企画提案が盛り込まれているか。	50点
	・会場の床面等が清潔に保たれる対策がなされた提案となっているか。	50点
光ミールクーポンのメニューの充実性	・国内外からの観光客に「光のマルシェ」を満足していただくための観光商品「光ミールクーポン」の魅力に資するメニューの提案となっているか。 ・「光ミールクーポン」の販売促進に繋がる提案があるか。	100点
運営力	・開催期間中の会場運営、店舗、衛生管理・原状復旧、安全対策などを確実かつ効果的に遂行できる運営体制やスケジュールを含む運営計画、収支計画等となっているか。 ・提案内容は高い実現性を有すると考えられるか。	300点
提案契約料	・次の計算式により評価点を算出 100点×(1/提案額順位) ※提案額順位とは、全応募者のうち、最も高い契約料を提案した者を1位とし、順位付けを行ったものをいう	100点
合計		1,000点

5-3ヒアリングの実施

審査にあたり、必要に応じて、応募者に対して内容の説明を求める場合がある。

5-4結果の通知及び公表

結果は、全ての応募者に通知(グループで応募した場合は、その代表者に通知)する。なお、審査内容及び結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じない。

5-5失格事由

次のいずれか一つに該当する場合は、応募者は失格とする。

- ①応募者が実行委員会の関係者及び審査員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ②他の応募者と応募提案の内容又はその意思について、相談を行った場合
- ③運営事業者選定終了までの間に他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④応募提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- ⑤応募者が応募受付日から契約締結日までの間に「3. 応募者の要件」の応募資格の条件に該当しなくなった場合
- ⑥プレゼンテーション審査を欠席した場合
- ⑦2案以上の企画提案をした場合(グループの構成員として参加する場合を含む。)
- ⑧その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

5-6応募者が1者又は無い場合の取り扱い

応募者が1者の場合であっても、審査を実施する。ただし、応募者がいない場合は本件の公募を中止する。

6. 契約等に関する事項

6-1契約の締結等

- ①契約後、事業者の責めに帰すべき事由により施設が設置されない又は営業されない場合は、契約を解除するとともに、運営事業者は契約時に定める違約金を支払うこと。
- ②施設完成後、事業から撤退する場合は、運営事業者が施設、設備等の撤去のうえ原状復旧すること。

6-2その他

本要項に記載のない事項は、契約締結時に別途実行委員会と協議のうえ、決定する。

7. 提出先、問合せ先

担当: 大阪市経済戦略局観光部観光課(まち魅力担当)

住所: 〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号 大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟 12階

電話: 06-6469-5166 FAX: 06-6469-3896

E-mail: ga0021@city.osaka.lg.jp

受付時間は、9時から17時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の12時15分から13時を除く